

関係団体の長様

広島県環境県民局長
(環境保全課)
広島市環境局長
(環境保全課)
呉市環境部長
(環境政策課)
福山市環境部長
(環境保全課)

石綿（アスベスト）関連規制の改正について（通知）

環境行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）（以下「改正法」といいます。）等が順次施行されており、令和5年10月1日着工の工事より、建築物の事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」等有資格者が行う必要があります。

については、詳細を別紙で確認いただき、法改正について貴団体会員への周知をお願いします。

1 改正法に係る資料等

次のとおり、関係機関ホームページで確認ください。

【令和5年10月1日施行に係る資料】

(1) 環境省「石綿（アスベスト）関連規制が改正されました」

<https://www.env.go.jp/content/000066252.pdf>

(2) 県「建築物（建築設備を含む）の解体及び改修工事を行う際の資格について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r05asbesuto-kaisei-houkoku.html>

【改正法に係る資料等】

(1) 環境省「改正大気汚染防止法について」

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

(2) 厚生労働省「石綿総合情報ポータルサイト」（改正石綿障害予防規則など）

<http://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

※石綿障害予防規則については、広島労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

（広島労働局健康安全課 電話：082-221-9243）

(3) 環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

(4) 県「大気汚染防止法の改正による石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/r02asbesuto-kaisei.html>

2 問合せ先

工事現場		所管庁	電話番号
広島県の所管	大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所 環境管理課 〒738-0004 廿日市市桜尾2丁目2-68	0829-32-1181 (代表)
	安芸高田市、安芸太田町、 北広島町、府中町、海田 町、熊野町、坂町	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課 〒730-0011 広島市中区基町10-52 農林庁舎	082-513-5537
	江田島市	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課 〒737-0811 呉市西中央1丁目3-25	0823-22-5400 (代表)
	竹原市	西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911 (代表)
	三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所 環境管理課 〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011 (代表)
	府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課 〒720-8511 福山市三吉町1丁目1-1	084-921-1421
政令市の所管	広島市	広島市 環境保全課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2187
	呉市	呉市 環境試験センター 〒737-0023 呉市青山町5-3	0823-25-3551
	福山市	福山市 環境保全課 〒720-8501 福山市東桜町3-5	084-928-1072
権限移譲市町の所管	三次市	三次市環境政策課 〒728-8501 三次市十日市中2-8-1	0824-62-6136
	庄原市	庄原市環境政策課 〒727-0003 庄原市是松町20-25	0824-72-1398
	東広島市	東広島市環境先進都市推進課 〒739-8601 東広島市西条栄町8-29	082-420-0928
	大崎上島町	大崎上島町代替執行機関 広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911 (代表)

※個別の工事に関しては、各所管庁にお問い合わせください。

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、**資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。**



事前調査を行うことができる者



- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。 ※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

☞ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。